

# 埼玉県中小企業・ 個人事業主等家賃支援金 (賃貸人)

埼玉県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した店舗に一定の家賃を減免した不動産賃貸人(オーナー等)に、減免家賃の一部を支援します。

## 申請期間

令和2年7月17日(金)～令和2年 **11月16日(月)**

※期限を延長しました。

## 支援金額

補助率：減免した家賃の1/5  
(令和2年4月から6月までの最大3か月)  
上限額：20万円/1者



埼玉県マスコット  
「コバトン」「さいたまっち」

## 申請者の主な要件

- 1 中小企業又は個人事業主(不動産賃貸人)であること。
- 2 令和2年4月から6月において、以下のいずれかに該当する中小テナント事業者に対し、家賃を1月あたり2割以上減免したこと。

テナント  
の要件

- ・ いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ・ 3か月間の売上が前年同期比で30%以上減少

※テナントは物品販売やサービスの提供を行う県内の店舗(中小企業者)とします。

※事務所や倉庫、作業所は対象外です。

## 申請方法

郵送のみとなります。(持ち込み不可)

〈送付先〉〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課内  
埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金事務局 宛



○申請方法等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/yachinshien/index3.html>

## 申請書の入手方法

①埼玉県ホームページからダウンロード

埼玉県家賃支援金

検索

②以下の機関でも配布しています。

- 埼玉県庁 商業・サービス産業支援課（本庁舎5階北側）
- 県内の市役所及び町村役場
- 県内の商工会・商工会議所
- 埼玉県宅地建物取引業協会(さいたま市浦和区東高砂町6-15)
- 全日本不動産協会埼玉県本部(さいたま市浦和区高砂3-10-4 全日埼玉会館)
- 埼玉県内の地域振興センター（以下の一覧をご覧ください。）

新型コロナウイルス  
感染拡大防止のため、  
各窓口での申請及び相  
談は行いません。

センター名	住所	電話
南部地域振興センター	川口市西青木2-13-1 川口地方庁舎2階 京浜東北線西川口駅東口徒歩10分	048-256-1110
南西部地域振興センター	朝霞市三原1-3-1 朝霞地方庁舎2階 武蔵野線北朝霞駅・東武東上線 朝霞台駅南口徒歩15分	048-451-1110
東部地域振興センター	春日部市大沼1-7-6 春日部地方庁舎1階 東武伊勢崎線・野田線春日部駅西口徒歩20分	048-737-1110
県央地域振興センター	上尾市大字南239-1 上尾地方庁舎1階 高崎線北上尾駅東口徒歩20分	048-777-1110
川越比企地域振興センター	川越市新宿町1-17-17 ウエスタ川越4階 川越線・東武東上線川越駅西口徒歩5分	049-244-1110
川越比企地域振興センター 東松山事務所	東松山市六軒町5-1 東松山地方庁舎1階 東武東上線東松山駅東口徒歩12分	0493-24-1110
西部地域振興センター	所沢市並木1-8-1 所沢地方庁舎2階 西武新宿線航空公園駅東口徒歩12分	04-2993-1110
利根地域振興センター	行田市本丸2-20 行田地方庁舎1階 秩父鉄道行田市駅南口徒歩15分	048-555-1110
北部地域振興センター	熊谷市末広3-9-1 熊谷地方庁舎1階 高崎線・秩父鉄道熊谷駅北口徒歩15分	048-524-1110
北部地域振興センター 本庄事務所	本庄市朝日町1-4-6 本庄地方庁舎1階 高崎線本庄駅南口徒歩9分	0495-24-1110
秩父地域振興センター	秩父市東町29-20 秩父地方庁舎1階 秩父鉄道御花畑駅徒歩4分 西武秩父鉄道秩父駅徒歩5分	0494-24-1110